



# 離婚されるときの手続き

## 離婚

離婚されるかたの主な手続きのご案内です。住所が福島市以外のかたは住所地へお問合せください。

R3.4.1 改正

	各制度など (対象となるかた)	● 手続き内容 □ 必要なもの	手続き窓口		
			担当課 (お問合せ先)	総合 窓口	支所・ 茂庭 出張所
共通	<input type="checkbox"/> 離婚届	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 調停調書謄本等(調停・裁判離婚などの場合) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(本籍地が市外の場合) <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 双方の印かん ※ 離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合はお問合わせください	市民課 戸籍係 525-3733	○	○
異動	<input type="checkbox"/> 住所変更 (同時に住所変更するかた)	● 転入・転居・転出の手続きをご確認ください ※ 住所変更の手続きが必要です	市民課 総合窓口係 525-3732	○	○
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 (登録している印かんの姓が変わるかた)	● 登録証は破棄または返却してください ※ 離婚日で自動的に使用できなくなります (婚姻時の苗字を名乗らない場合) ● 引き続き登録を希望するかたは再登録が必要です <input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 新たに登録する印かん ※ 原則本人申請となります			
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード 住民基本台帳カード (お持ちのかたで姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ※ 他の手続きで個人番号の提示が必要な場合があります <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	市民課 スマート窓口 推進係 535-7311	○	○
	<input type="checkbox"/> 公的個人認証サービス (取得しているかたで姓が変わるかた)	● 姓の変更で署名用電子証明書は失効します <input type="checkbox"/> マイナンバーカード ※ 希望するかたは再発行(無料)の手続きが必要です ※ 原則本人申請となります			
子ども	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 (受給者、または受給者の姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証 (受給資格者(保護者)の変更の場合) <input type="checkbox"/> 新しい受給資格者(保護者)名義(新しい姓)の 預金通帳	地域福祉課 医療助成係 525-3747	○	○ 証は郵送 交付
	<input type="checkbox"/> 児童手当 (受給者、または受給者の姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください <input type="checkbox"/> 新しい受給者の健康保険証(受給者の変更の場合) <input type="checkbox"/> 新しい受給者名義(新しい姓)の預金通帳 ※ 公務員のかたは職場で手続きをしてください	子ども政策課 子育て支援係 525-3767	○	○
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 (離婚により該当となるかた)	● お問合わせください			
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成 (離婚により該当となるかた)	● お問合わせください	地域福祉課 医療助成係 525-3747	×	○ 証は郵送 交付

裏面もあります

【窓口案内】 市外局番(024)

福島市役所	535-1111	渡利支所	523-5001	杉妻支所	546-3365	蓬萊支所	548-4508	清水支所	557-2388
東部支所	534-2471	北信支所	554-1111	吉井田支所	546-3469	西支所	593-1001	土湯温泉町支所	595-2051
信陵支所	557-6001	立子山支所	597-2111	飯坂支所	542-2111	松川支所	567-2111	信夫支所	545-2170
吾妻支所	526-3350	飯野支所	562-2111	茂庭出張所	596-1001				

	各制度など (対象となるかた)	● 手続き内容 □ 必要なもの	手続き窓口		
			担当課 (お問合せ先)	総合 窓口	支所・ 茂庭 出張所
国保	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 (加入しているかた)	● 変更の手続きをしてください □ 国保の保険証(70~74歳のかたは高齢証も) □ 印かん ※ 限度額の認定証なども変更の手続きが必要です ※ 扶養除外になる場合、加入の手続きをしてください ※ 加入には資格喪失証明書が必要です	国保年金課 国保資格係 525-3735	○	○
高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 (加入しているかたで姓が変わるかた)	● 手続き不要です ※ 後日、新しい保険証を住所地に郵送します	国保年金課 高齢者医療係 525-3724	—	—
	<input type="checkbox"/> 介護保険 (介護保険の保険証をお持ちのかたで 姓が変わるかた)	● 手続き不要です ※ 後日、新しい保険証を住所地に郵送します	介護保険課 介護資格係 525-6551	—	—
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金、厚生年金 (扶養除外となったかた) (年金を受給されていて姓が変わるかた)	● お問合せください ※ 扶養除外となり、新たに自分で保険料を納めるかたは、 種別変更の手続きをしてください ※ 種別変更の手続きには資格喪失証明書が必要です	国保年金課 国民年金係 525-3738	△ 一部 取扱	△ 一部 取扱
	離婚時の年金分割をご希望のかたはお問合せください。 ※ 離婚後2年以内に請求の手続きが必要です。		東北福島年金事務所 535-0141 ※ 音声案内		
障がい福祉	<input type="checkbox"/> 各種障がいなどの手帳 (お持ちのかたで姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください □ 各種障がいなどの手帳 □ 写真(療育手帳の場合) ※ 写真のサイズは縦4cm×横3cmです	障がい福祉課 障がい給付係 525-3796	○	○
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費助成 (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください □ 受給者証 □ 新しい姓の健康保険証 □ 新しい姓の預金通帳	地域福祉課 医療助成係 525-3747	○	○
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療 (受給しているかたで姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください □ 受給者証 □ 印かん	障がい福祉課 障がい給付係 525-3796	×	○
生活・その他	<input type="checkbox"/> 結核等感染症患者に関すること 肝炎治療受給者証交付申請など (受給しているかたで姓が変わるかた)	● お問合せください	保健予防課 感染症対策係 572-3152	×	×
	<input type="checkbox"/> 指定難病医療費助成 (受給しているかたで姓が変わるかた)	● お問合せください	保健予防課 難病支援係 573-4384	×	×
	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費助成 (受給しているかたで姓が変わるかた)	● お問合せください	こども家庭課 母子保健係 525-7671	×	×
	<input type="checkbox"/> 座振替 (□座振替で市税等を納付しているかたで 姓が変わるかた)	● 金融機関で再度手続きをしてください □ 納税通知書 □ 預金通帳 □ 印かん(通帳印)	納税課 納税管理係 525-3717	×	×
	<input type="checkbox"/> 飼い犬 (犬の飼い主で姓が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください	衛生課 動物愛護係 597-6409	○	○
	<input type="checkbox"/> バイクなどのナンバー (125cc以下のバイクなどをお持ちのかた)	● 変更の手続きをしてください □ 標識交付証明書 □ 印かん	市民税課 税制係 525-3713	×	×
	<input type="checkbox"/> 水道 (使用者の名義が変わるかた)	● 変更の手続きをしてください ※ 電話でも手続きできます	福島市水道料金 お客さまセンター 526-0735	×	×
<input type="checkbox"/> 市営住宅 (離婚後に別居を希望するかた)	● お問合せください	住宅政策課 市営住宅係 525-3757	×	×	